

## 福岡市保健福祉審議会 第2回高齢者保健福祉専門分科会 会議記録

日 時：平成22年3月25日（木） 15：00～17：00

場 所：福岡国際ホール 大ホールA

参加者：委 員 21名

事務局 12名 合計 33名

### 議事

#### 1 報告事項

##### (1) 福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について

##### (2) 国・県の動向について

#### ○ 会長

本日は、報告事項「福岡市高齢者保健福祉計画の実施状況について」と「国・県の動向について」の報告をいただきます。

まず、資料1「高齢者保健福祉計画の実施状況」について、事務局から説明をお願いします。「今年度・来年度の主な取り組み等」については、項目が多岐に渡っておりますので、施策区分ごとに区切って、6ページからの「健康で生き生きとしたシニアライフの実現」、8ページからの「要援護高齢者の総合支援の充実」、17ページからの「地域生活支援体制の充実」「その他」の項目ごとにご報告いただき、その都度、みなさんからのご意見をお受けしたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いします。

#### ○ 事務局

資料1「1 介護保険事業の実施状況」「2 今年度・来年度の主な取り組み等の(1)①気軽にボランティアモデル事業について、②高齢者の日常生活に関する調査の実施について」を説明。

#### ○ 会長

では、まず、「介護保険事業の実施状況」について、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

#### ○ 委員

要介護認定者の推移について、要介護度5の方々が予想よりも増えているということですが、何か理由があるのでしょうか。

#### ○事務局

要介護5の方の増加理由について、一つは、昨年4月に要介護認定の見直しがあった時に、経過措置が設けられました。これは、従来の介護度を希望によって適用してよいということで、より重度の選択もできるような形になっていますので、結果的に要介護5の方が増加する傾向があったというのが一番大きいのではないかと思います。

それから、高齢化によって要介護状態が少し重度化する、病気等によって重度化する傾向もありますので、そういった理由で、要介護5の方が少し伸びている傾向があるのではないかと考えております。

#### ○ 委員

どちらかというと、要介護認定の見直しによる一時的な要素ということですか。

#### ○ 事務局

はい。要介護認定の経過措置につきましては、9月の段階で終了しましたので、それ以降につきましては、従来どおりで、大幅な伸びはなくなってくると思います。

○ 会長

ほかにございますか。

○ 委員

資料1の2, 3ページに、要介護認定者数の推移と利用者の推移の表が出ていますが、例えば、平成21年では認定者数は45,000人、利用者数は35,000人でその差10,000人くらい、約2割の方が認定されていながら利用していないというような状況がありますが、これはどういう原因があるのでしょうか。

○ 事務局

介護保険サービスを利用されていない方につきましては、別冊資料の19ページのところに具体的な割合を示しておりますが、今言われたように、認定者数45,281人のうち利用者数35,504人ということで、78.4%、約8割の方が利用されて、2割の方が利用されていません。利用されていない理由につきましては、お手元にお配りしています「平成19年度高齢者実態調査報告書」の22ページのところをご参照ください。「今のところ家族の介護で足りている」というのが一番多く、その次が、「いざという時のために要介護認定を受けてみた」、「入院しているから」。これらが主な理由となっています。

○ 会長

よろしいでしょうか。ほかになにかございますか。

資料1の21ページの下段の1人当たりの保険給付額がそれぞれ3%、4%くらい上がっていますが、これは介護報酬のアップが原因ですか。それとも、利用額が増えた、利用量が増えたということが大きな要素なのか、どちらでしょうか。両方でしょうか。

○ 事務局

ご指摘のように、一番大きな要素は報酬改定だと思います。標準的在宅サービスでいけば、通所介護の利用が伸びたとか、サービスの利用状況によるのも理由の一つと考えています。

○ 会長

ほかにご意見がなければ先に進ませていただきます。

次の「健康でいきいきとした豊かなシニアライフの実現」の項目のうち①気軽にボランティアモデル事業、②の高齢者の日常生活に関する調査の実施について、何かご意見等ありますでしょうか。

○ 委員

私は、ボランティアというのは無償で行うものだと考えています。今ここで、なぜポイント制にするのかというのがよくわからないのですが。

○ 事務局

ボランティアというのは無償性であるというのは確かに委員のおっしゃるとおりだと考えており、今回非常に悩んだところもあったのですが、ただ、今回はいろいろなことをしていただくための最初のきっかけと考えています。何かしたいなという気持ちはあるが一步踏み出せないという方に対して、こういう事業を一つ投げかけて、その中でやってみたらどうだろうかという働きかけの一つとしてポイント制というのを導入したところなんです。市民の方がしたことを何らかの形で評価をしていこうというツールとして、ポイント制というのを取り入れました。

○ 委員

今も、金額を安くして有償のボランティアという形をとっているところもありますが、私はそのことがボランティアが伸びていかない原因にもなっていると思います。

私は福岡県に越してきて丸8年、そのうち7年間ずっと無償のボランティアを週2回やっておりますが、そこで仲間を増やそうと7年間やっていて、今で3人、4人ぐらいの仲間が増えているのですが、事業主さんが上手にボランティアを使えないというところに一番問題があると思います。だから、いくらこういうポイント制にしても、事業主さんが本当に上手にボランティアを使っているだけだと、また間口を広げていただかないと、ボランティアのすそ野というのは広がっていかないとはいけません。

○ 事務局

私も同感です。いわゆるボランティアの一番重要なところは、ボランティアのコーディネートだろうと思っています。ですから、本来ならば、このボランティアコーディネートの部分を中心に展開していくというのが一つだろうと思うのですが、ただ、今回ここで提案させていただいているのは、お互いさまの気持ちとか、お互いさまの心とか、そういうところを何か普及できないかなというのがございました。ボランティアというのは高齢者の社会参加の一つの方法としてあるんですけども、要は、自分が何かをしたいという、そのきっかけづくりとして何かできないかなということなんです。

この事業は入口のところと位置づけておまして、これを何年も何年も続けるという話ではなく、何か外に対してきっかけをつくり、家の外に出ていくとか、そういったことになって初めて、こういう活動があるということを経験していただいた上で、次のステップとして、委員が言われるような本格的なボランティア活動に入っていくということになるのだらうと思っていますので、あくまでも、これは一つのきっかけづくりとしての考え方として整理しております。

○ 会長

なかなか、ボランティア活動というのは、まだ日本に完全に根づいているという情勢ではないということもあるでしょう。そういったことと、先ほどご指摘があったように、やはり受け入れ側の施設がこのボランティアをどのようにして活用していただけるか、そのことについて理解なり、門戸をどうやって開いていくか。片や利用者の方がいらっしゃるので、もし何かがあったらという責任問題をすぐ考えるものですから、容易にボランティアを受け入れるのがなかなか難しいという側面もあるのではないかなという気もいたします。非常に重要なご指摘、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

○ 委員

ここに先進地のヒアリング等と書いてあるんですが、具体的に先進地とはどういうところを想定されているのですか。先進地でどのような効果が出ているかということは、何か調べていらっしゃるのでしょうか。

○ 事務局

似て非なるものではあります。厚生労働省が介護保険事業特別会計を使いまして、ボランティアをした場合に、ポイント制を設けて、その実態に基づいた額を現金で還元しようという介護支援ボランティア制度というのを立ち上げているのですが、それは既に約20の自治体が先行でやっております。これは本人に現金を還元するという、まさにボランティアとしては何かちょっと違うかなというような感じもするやり方なのですが、政令市としては横浜市が昨年10月から、モデルとして実施しているということです。似たような形で、名古屋市が、やはり社会貢献をした方がいわゆる寄附をするような制度を設けて、今立ち上げているところです。

今回、少しこだわったのは、本人に現金を還元することとボランティアというのはちょっと相入

れにくいところがあるものですから、あくまでも本人還元ではなくて、それも寄附するという形で社会貢献をしていただいて、最終的に「ありがとう」というやりとりだけが報酬としてあるのだというのをベースにしたいというところでは、これをモデルでやってみて、実際やった方にアンケートで聞いて、「やっぱりこれでは誰もせんばい」みたいな話になってくると、ちょっと考えなければいけないというところもありますので、そういう意味でのモデル事業とご理解いただきたいと思っています。

○ 会長

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、先に進みまして、何かございましたら、また後でお伺いいたします。

では、「要援護高齢者の総合支援の充実」の7項目についてご報告をお願いしたいと思います。

○ 事務局

「資料1 2 (2) 『要援護高齢者の総合支援の充実』」の項目について説明。

○ 会長

今説明のありました①から⑦までのそれぞれの事業、既に計画がスタートしているもの、あるいは、モデル事業としてスタートしているもの、これからというもの等ございます。時間の関係もありますが、一項目ずつ、みなさんのご意見をお伺いしていきたいと思っています。まず8ページの①『「介護保険 夜間対応型訪問介護」・「福岡市安心確保のための生活支援事業(モデル事)」』について、何かご意見ございますか。

これは、やはりより多く利用していただくために、広報を1回だけでなく何回かして、市民の方に広く周知してご利用いただくというのが大事なかなと思います。

それでは、②「介護基盤整備に係る本市の取り組みについて」、何かご質問ございませんでしょうか。

○ 委員

特別養護老人ホームは、入居に際しての個人負担はあるのですか。

○ 事務局

介護保険としての利用料が1割のほか、食費、部屋の利用料である居住費等の負担がございます。特に居住費は、ユニット型施設において、個室代を含みホテルコストして徴収して良いことになっております。

○ 委員

具体的にどのくらいかかるのですか。

○ 事務局

所得区分によっていろいろパターンがあり、7万円～17万円くらいとかなり幅はあります。

○ 委員

それは食費ですか。

○ 事務局

当然食費も含んでいます。

○ 委員

入居に際して、100万円とか300万円とか要ると聞ききますが。

○ 事務局

それは有料老人ホームのことで、特別養護老人ホームではありません。特別養護老人ホームは介護保険施設ですので、当然1割の介護保険サービスの利用者負担となります。このほか食事代や個室の場合ですと、部屋の使用料に光熱費を含んだところの居住費とか、そういった負担があります。

○ 会長

よろしいでしょうか。ほかに何かご質問はありますか。

やはりまだ待機していらっしゃる方がかなり市内にもいらっしゃるということなので、特養については整備を急ぐ必要があるかなという感じはいたします。

小規模等については、まだスタートして間がないので、運用方法等についても、今後どういうふう展開していくか少し不確実な部分があるのではないかと思います。

ほかに何かご質問ございませんか。

それでは、③福岡市介護人材養成・就労促進事業についていかがでしょうか。

介護福祉士10名、ホームヘルパー2級が各年度20名、人数的にはもうちょっとあってもいいかなという気もしますが、何かご意見ございますか。

○ 委員

お尋ねします。今、マンパワーということでこのような養成をやっていると思いますが、こちらは市独自のものなのでしょうか。

○ 事務局

これは国の緊急雇用創出事業ということで、「働きながら資格を取る介護雇用プログラム」というものが示されており、費用は全額国費で、それを福岡市が実施しているというものです。具体的には事業者を経費を助成して実施するもので、日本全国で行われています。

○ 委員

これが福岡市の枠ということですか。

○ 事務局

そうです。福岡市が行う事業規模ということですか。当然実施しない自治体もあるわけですが、福岡市はこれで実施するという事です。

○ 会長

ほかにご質問はございますか。

それでは、④福岡市認知症疾患医療センター事業について、何かご質問ありますか。関係団体の方等からのご要望もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

このことは医師会も少し関与していますが、やはり九大の医療センターだけではなかなか最終的にはカバーできなくて、協力病院というのを実は今盛んにお願いして歩いているというのが現状です。皆さんご存じのように、中核症状以外の周辺症状、例えば夜、非常に騒がしくなったりとか、うろろうろされたり云々で大変お困りの時に、とりあえずお願いしてケアしていただく、あるいは、治療していただくというような場合に、すぐにとこの部分の部分がどうしても要求されるものから、いわゆるソフト救急と言われる部分をカバーするために協力病院を一つでも二つでも増やそうということで、今お願いに歩いて、そのネットワークをつくらうという状況で、これは中央区

のモデル事業の中で、その一環として今動いているところでございます。

他にご質問等なければ、次の⑥成年後見制度利用支援について何かご意見、ご質問はありますか。

○ 委員

成年後見の利用状況について、ほかの政令市と比べて、福岡市はどのようなのでしょうか。

○ 事務局

他都市の状況など正確には把握しておりませんが、非常に申し立てが多い政令市と、本市と同じように10程度ぐらいしか出てこないという政令市とございます。申しわけございませんが、その原因は正確にはつかんでおりません。本人申し立てというのも実はできまして、そういうことができる方については、まず本人申し立てをしていただく。そして、4親等以内の親族がいらっしゃる場合は、親族の申し立てというのができます。そういうものも場合によってはしていただくということで、どうしてもご本人が意思を示されていない、はっきり示すことができない、判断能力が全くない人で、そして身寄りもないという方を、私どもとしては支援をしていくということでやっておりますので、おそらくその結果、こういう数字になっているだろうと思っています。

○ 委員

政令市でも北九州市みたいに高齢化率が高いところと、福岡市とか名古屋市など比較的低いところがあると思います。やはり、高齢化率が高いところのほうが成年後見が多いのでしょうか。

○ 事務局

例えば、大阪市は非常に多いという状況があり、高齢化率と一致しているかどうかというのも正確にはわからないのですが、北九州市自体はそれほど多いとは伺っておりません。北九州市と大阪市、政令市ではその2カ所が成年後見利用についての支援センターをつくっているのですが、その支援をどの程度やるかというところで、やり方にそれぞれ少し違いがあると伺っています。

○ 委員

今の議論は、市長申し立ての実績でしょうか、それとも、成年後見制度全体のことが話題になっているのでしょうか。この実施状況では、成年後見制度の利用状況に関しては触れられていないと思いますので、もしわかったら教えていただきたいということと、今の議論がどちらなのかを整理していただけますか。

○ 事務局

失礼しました。先ほど申し上げましたのは、市として対応した件数です。実は、先ほども少しご説明を申し上げたんですが、成年後見制度自体は家庭裁判所の仕事、役割ということで制度を担当しておりまして、統計数字として福岡市の数字というのは、裁判所は公表しておりません。裁判所単位での数はありますが、福岡市の状況というのは、今のところ公表していただいていないという状況です。

○ 会長

いずれにしても、こういう制度はあっても利用しにくいということではいけませんので、利用しやすいということについての検討が必要かと思います。広報も重要なものになるのではないのでしょうか。

ほかに何かご質問ございましょうか。

なければ、⑦福岡市介護サービス評価事業について。本日は評価センターの所長（委員）がいらっしゃいますので、まず、ご意見を聞いてからと思います。よろしく願いいたします。

○ 委員

少し私見を述べさせていただきます。

この制度は平成14年に始まりましたが、平成13年ぐらいから福岡市のほうで評価基準づくりの検討委員会ができて、非常に精力的に検討されておりました。サービスの質の向上と利用者が事業者を選ぶときの選択に資するための情報提供という二つの目的をもった制度で、全国的にもそんなに多くの自治体ではありませんが、措置から契約になったことで、全国的に介護サービスの質の向上を図りたいと、こういう目的を掲げて似たような制度を立ち上げたところがありました。

結局、全国的にそういう要請が厚労省のほうに上がって行って、第三者評価ではありませんが、実際に事業所の方が介護サービスの情報を市民に公表して、それを見て利用者がサービスを選択してもらおうとともに、その中で、自己研鑽といいますか、事業者の方も当然公表にたえられるサービスの向上をしていくというようなことで、平成18年に介護サービス情報の公表という全国的な制度ができ、これをすべての事業所に義務づけるということになったと理解しております。そういう形で、平成14年から平成18年にかけて、全国的にサービスの質の向上の仕組みが非常に整ってまいりました。介護サービス情報の公表の検討段階では、私たちもいろいろ意見を申し上げましたが、やはり全国一律に義務化するということの難しさもあらためてよくわかりました。

今はこういう制度ができましたので、事業者の方の立場から見ますと、義務化された情報の公表を受けつつ、なおかつ、福岡市独自で持っている介護サービスの第三者評価を受けていただくというのは、やはりかなりの負担になるわけです。サービス情報の公表は1年に1回。私どもの介護サービス評価は認証期間が2年に1回なのですが、情報の公表の開始に伴い、新規で受審する事業所が非常に減りました。

私どものセンターには常勤嘱託と正職員がいて、かなり人件費もかかっておりますし、コストが非常にかかるということもあります。

結局のところ、この制度というのは市民のためになる制度ということでしたし、先ほど⑥のところで成年後見センターなどの構想もあり、今から検討なさるということなんでしょうが、サービス評価については、別の制度がいろいろ整ってきましたので、このあたりで高齢者の市民のためになるような仕組みを総合的に検討していく時期に来ているかなというのが私の非常に実践的な思いです。まだ青写真も何もありませんので、今後、最も効率性が高く、よい制度を立ち上げる方向で動いていけたらという気がいたします。

○ 会長

ありがとうございました。

何か今の委員のお話も含めて、ご意見、あるいは、こうしたらどうかといった建設的なご意見はございますか。

事業者からは、やはりこういう第三者評価を義務的に受けなきゃいけないということなのですが、受けることに疲れてしまう、しかもそれには費用もマンパワーもかかるということで、評価を受けること自体に疲れてしまうという意見もあって、もう少し統一して、どこか1カ所きちんと受審すれば、例えば、市の第三者評価をきちっと受ければ、県の情報の公表についてもそれで受審したとみなすということができないだろうかというような意見も、実は現場からは出ております。

また、複数の事業を事業毎に受審しますと、その分費用がかさむという問題もあります。

しかし、やはり利用者の方にとっては、こういった透明性は絶対に担保されなければいけないと思いますし、これを両立させるとするのは難しいと思いますが、福岡市の評価センターにつきましては、全国に先駆けて制度をつくったということで、非常に評価すべきことだと思っております。これをどのように将来的に発展させるか、どこで整合性をとっていくかということで、所長（委員）からのご提案は非常にご示唆に富むものだと思いますが、何かご意見ございますか。

ないようでしたら、次の「地域支援体制の充実」と「その他」の項目について、事務局からご説明をお願いします。

- 事務局  
資料1 「2(3) 地域支援体制の充実」及び「(4) その他」について説明
- 会長  
何かご意見・ご質問等ございますか。
- 委員  
先ほど資料1 18ページの今後の調査の取り組みということで、多分3月5日の全国課長会議の中で出た、第5期の、介護・医療・生活・住まい、この4本柱の部分をお伝えしていただいたと思うんですが、ここでは、どこにどのような支援を必要しようとしている高齢者がどの程度生活しているか、この辺を踏まえながら、ぜひ調査していただき、第5期の事業計画を提案していただけたらいいのかなと思いますので、大変だと思いますが、調査をよろしく願います。
- 会長  
ご要望ということでお伺いしておきます。
- 委員  
1点教えてください。行政の中でなかなか部署を超えてというのは難しいということもわかった上で申し上げるのですが、見守りの輪モデル事業と、気軽にボランティアモデル事業が始まったということで、事業の相互乗り入れ等があったら非常に効率的・効果的ではないかと思うのですが、その辺りに関して今後のお考え等がありましたら、教えていただきたいのですが。
- 事務局  
委員ご指摘のとおりで、閉じこもりとかの実態調査の部分と、それから、高齢者・ご近所見守りの輪モデル事業で、地域で助け合いを進めていこうというのは、実際に地域に出て行って、自治協議会や校区社協と一緒にあって、ワークショップで自分たちで何をやっていくかというものを掘り起こしている事業なのですが、その中で、やはりお互い助け合おうと、隣近所とかで助け合おうというような雰囲気をつくっていかうということで、今度、気軽にボランティアの事業を新しく立ち上げ、部署を超えて連携をとり、協議しながら進めている状況でございます。
- 委員  
わかりました。ありがとうございます。
- 会長  
資料1の5ページに大きな枠組みでいろいろ書いています。これは、この専門分科会で皆さんにご協議いただき、こういう計画で今年度、来年度行きましょうとご承認いただいたもので、こういう枠組みでスタートしております。委員からのご指摘のように、これとこれは一体でやったほうが良い等々、そういうご意見がありましたら、また、施策の中、あるいは行政の中で統合しながら、整合性をとりながらやっていただくということで、今のご意見を承りたいと思います。  
それでは、次に、「国・県の動向について」、簡単に結構でございますので、要点だけご説明いただければと思います。
- 事務局  
「資料2 国・県の動向について」説明。
- 会長  
これは国からの指示でございますが、こういった処遇改善等のために交付金があるということで

す。ただ、介護職にはあるんですが、同じ事業所で同じように働いている看護職にはない。それを「国から出ませんでしたから片方だけです」と同じ職場の中でできるかという、なかなか現場では困難です。介護職だけを忠実にやったという現場もありますし、「そんなことできないから」とほかの職種にも持ち出しで行ったという事業所の方々のお話も聞きました。そういう現実がございます。

この交付金がいつまで続くかというのは、また保障されない。もしこの交付金が終わったら、その後どうなるのかというようなご意見もあります。実際にこれは必要なことで、処遇改善してあげたいという皆さんのお気持ちですので、こういった政策を継続性を持ってやっていただきたいと思っています。

さて、全体を通じて何かご意見、あるいは、この部分だけは言っておきたいというようなところがございましたらお願いします。

○ 委員

この会議の趣旨に該当するかどうかわかりませんが、北海道のグループホームの火災事故の後を受けて、本市では何かアクションをとられたかどうかについてお尋ねします。

○ 事務局

3月13日のグループホームの火災を受けまして、消防署のほうで全88カ所のグループホームの特別査察に入っております。平成18年の長崎県諫早で発生した火災を契機として消防法令がかなり改正されまして、過去は1,000平米以上だとスプリンクラーが要するというものを、今は275平米まで下げております。今回の火災は248平米でしたので、スプリンクラーの設置義務はないという状況でしたが、スプリンクラーがなくても他に火災通報装置や自動火災報知設備は必置義務がございますので、これらについて設置を進めるように指導しており、経過期間中です。しかし、この件を機に、最近、消防関係と私ども保健福祉局、住宅都市局3者で緊急に話し合いをしまして、今後の対応について考えております。また、国においても、国交省、厚生労働省、消防庁の3者でプロジェクトをつくって、早急に対応していくということになっております。

○ 委員

わかりました。

○ 会長

グループホームにスプリンクラーを設置するには、大体2ユニット分で1,000万円くらい費用がかかるそうです。ですから、グループホームの今の財政状況からしますと、非常に重い負担になるでしょう。民家を改修してつくった初期の段階のグループホームなどは非常に困難だと思います。それでやめざるを得ないという話が出ていることも事実です。やはりそのあたりの整合性、あるいは支援も必要かもしれません。

ほかに何かご質問ございますか。

○ 委員

老人施設協会からですが、サービス公表・第三者評価は、やはり負担になるというか、もう少し整合性を持って、統一していただきたいと思います。第三者評価が始まった時、負担はあってもいい制度が整備されると受審しておりましたが、それに情報の公表が始まりますと、繰り返して何回も評価を受けなくてはいけない、そのおかしさというんでしょうか、ここでほんとうに考えていただきたいなと切に思っております。よろしく願いいたします。

○ 委員

見守り事業については、認知症の方の見守りというのが非常に重要になってくると思うのですが、現在、市でやっておられるキャラバンメイトの養成、サポーターの養成との関連があまり進んでいないように思われますので、ひとつその辺の関連をご説明願えればと思います。

○ 事務局

見守りの輪モデル事業は2カ所でやっていたわけですが、やはり認知症のことは議論の中に出てきておりました。認知症になるとなかなか外に出てこなくなったりということがありますが、キャラバンメイトについては、地域で活動されている方は知っておられました。そこで感じたのは、やはり認知症というのはどういうものかということを理解してもらう、行政が積極的に認知症というのはどういうものかを理解してもらうと同時に、高齢者のいろいろな福祉制度とかを、行政のほうから積極的に地域に「こういった制度がありますよ」と周知していく必要があると思っています。例えば、月1回の会報で、高齢者福祉サービスの事業、緊急通報というのはこういう制度ですよというようなことを紹介している老人クラブもありました。今回、地域の方と話していく中で、認知症というのは非常に大きな課題であるということを確認しています。

○ 事務局

認知症のサポーターの養成等は私どもの課が担当になりますが、キャラバンメイトの養成・研修等をする中で、市の社会福祉協議会の職員さん等もご参加していただいておりますので、もう少しこういった輪を広げていって、認知症サポーターの取り組みも全校区でできるように今後進めていきたいと思っています。

○ 会長

他に何かございませんか。

ないようでしたら本日の議題はすべて終了しましたので、事務局にお返しいたします。

○ 事務局

本日は年度末のお忙しい中、ご参加いただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

今後は新しい事業計画の策定に向けて実態調査も入ってきます。また、今回ご報告したさまざまな事業をもとにして、課題を絞り、ご協議をと思っております。例えば、ボランティアのあり方だとか、成年後見制度をどう普及するかとか、評価制度のあり方、こういったことを、ある程度次期計画に向けて考えていきたいと思っております。また、皆様方においても、こういったことを具体的に協議したいというようなことも項目としておありかと思えます。また、今日ご発言できなかったこともあろうかと思えますので、ぜひ事務局のほうに後日お寄せいただければと思います。